

令和4年4月1日から 強度行動障がいのある人のための 緊急時短期入所支援事業が始まりました



ご家族の皆さまへ

- 県では、令和4年度より、社会福祉法人岐阜県福祉事業団が運営する「ひまわりの丘（関市）」で、ご家族の病気やレスパイト（休息）のため、本人への介護等ができない場合などに、短期入所サービスを利用できる事業を始めました（成人に限ります）。
- ひまわりの丘は令和4年4月より、改築した新棟で福祉サービスを提供し、ご利用いただく居室は個室で落ち着いた環境の中でご利用いただけます。
- 利用にあたっては、原則として、あらかじめ、ひまわりの丘による障がいの状態などを確認するアセスメントが必要になります。
- 「すぐに利用したい」、「近い将来、利用したい」、「万一来ないに備えたい」などのご希望がある場合は、事前にアセスメントを受けていただく必要がありますので、お住まいの市町村窓口へ早めのご相談をお願いします。

基幹相談支援センター・相談支援事業所等の相談機関の皆さまへ

- ご家族が介護疲れを感じられている場合などにもご利用いただけますので、本人や家族支援を行うにあたって、参考にさせていただき、ご家族へのご案内をお願いします。
- 詳細については市町村の障がい福祉担当課又は県障害福祉課発達障害支援係（058-272-8314）へお問い合わせください。